

平成29年度
福島町議会定例会
5月会議議案

説明資料

福島町

平成29年度福島町議会定例会 5月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
1	町税条例の一部改正について	1
2	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	4
3	福島町民プール条例及び福島町ファミリースポーツ公園条例の 一部改正について	5
4	平成29年度福島町一般会計補正予算(第1号)	9

議案第1号関係

町税条例の一部改正について

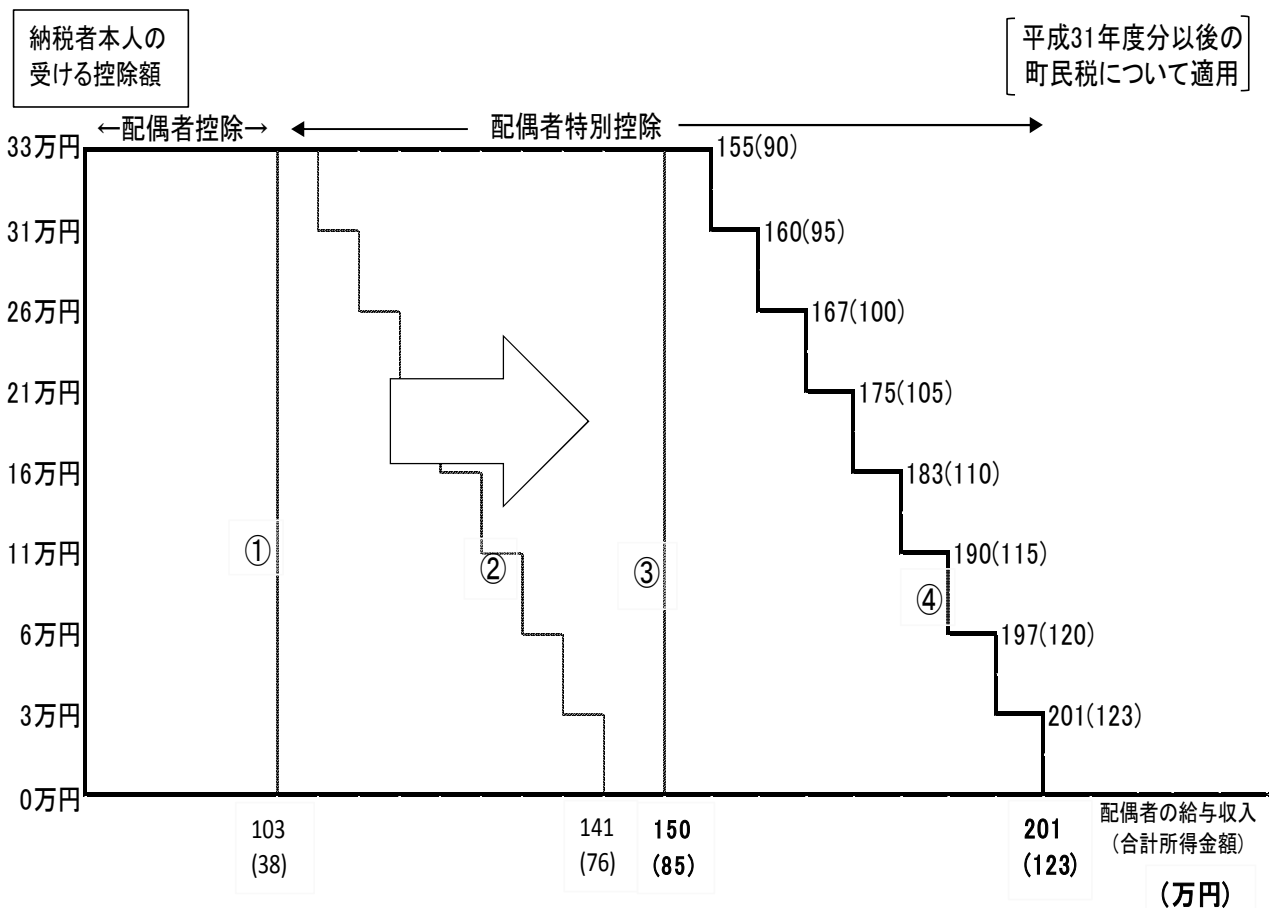
1 改正理由について

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）の施行に伴い、町税条例(昭和30年福島町条例第46号)の一部を改正しようとするものであります。

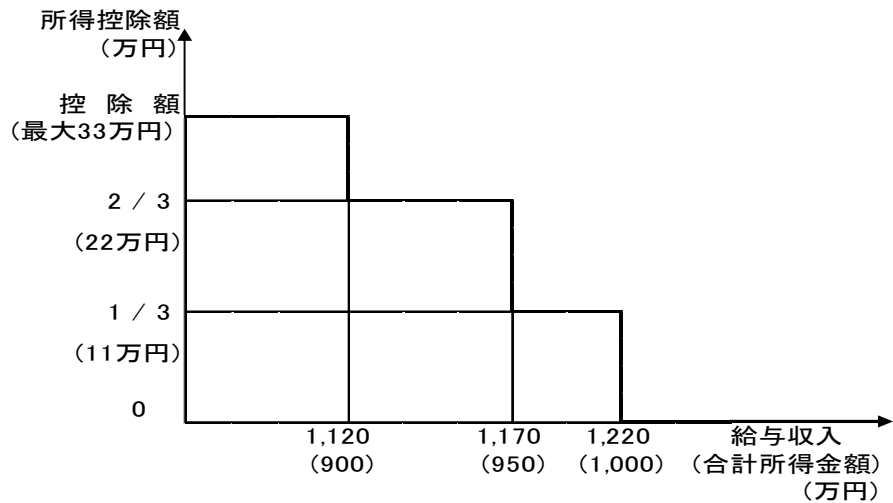
2 主な改正内容について

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げる。また、給与収入金額1,120万円(所得金額900万円)を超える納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、段階的な仕組みを設ける。



納税者本人に係る所得制限額



(2) 控除対象配偶者の名称変更について

控除対象配偶者の定義を現行の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」と名称を変更することによる規定の整備。

(3) 軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しについて

平成28年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例については、重点化を行ったうえで2年間延長する。

軽自動車税 【現行】 H28.4.1～29.3.31取得分

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+20%達成	50%軽減
2020年度燃費基準	25%軽減



【改正案】 H29.4.1～H31.3.31取得分

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減

※参考

自動車税 【現行】 H28.4.1～29.3.31取得分

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	
2015年度燃費基準+20%達成	50%軽減



【改正案】 H29.4.1～H31.3.31取得分

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	
2020年度燃費基準+10%達成	50%軽減

(4) 固定資産税の特例措置について

- ① 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下)に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入する。
- ② 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設する。
- 上記の特例措置は固定資産の課税標準額を2分の1とする。

※参 考

- ・わがまち特例～地方税法の定める範囲内で、地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組み。(平成24年度税制改正より導入)
- ・企業主導型保育事業～多様な就労形態に対する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的している事業。(平成28年5月に内閣府が新設した制度)

3 施行期日について

施行期日は、(1)～(2)は平成31年1月1日から施行し、(3)～(4)は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

議案第2号関係

福島町国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(昭和33年政令第362号)等が平成29年2月22日に公布されたことに伴い、福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を改正しようとするものであります。

2 主な改正内容について

○軽減判定所得の改正 (第23条関係)

★5割軽減基準額

- ・改正前～基準額 33 万円+26.5 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
- ・改正後～基準額 33 万円+27 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

★2割軽減基準額

- ・改正前～基準額 33 万円+48 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
- ・改正後～基準額 33 万円+49 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者

国保から後期高齢者医療制度へ移行し、その後も同じ世帯主の世帯にいる方

3 施行期日について

- (1) 施行期日は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- (2) 適用区分は、改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

議案第 3 号関係

福島町民プール条例及びファミリースポーツ公園条例の
一部改正について

1 提案理由について

町では、松前町との合併協議の破綻を受けて、福島町財政確立プラン（H17～H20・ただし H17 で終了）において、町民の方々に負担をいただく形で社会教育施設の使用料の見直しを行ったところであります。このような経過の中で、現行の財政状況を踏まえ福島町財政確立プラン等において、無料から有料にしたもの及び引き上げた施設の利用料について、各施設の利用状況等の再検証をした上で、必要に応じて平成 17 年度ベースに戻すことを方針に見直しを進めたところであります。

今般、教育委員会の所管する施設について、諮問機関である「福島町スポーツ推進委員会」及び「福島町社会教育委員会」から使用料の見直しに係る答申を受けて、議会の総務教育常任委員会に対する説明を終えたことから、両条例の一部を改正しようとするものであります。

2 改正内容について

町民プールについては、学校プールの代替え施設の位置づけが強く、児童・生徒の利用が多いこと及び町民の健康福祉の増進という目的に鑑み、有料から無料化に改正するものです。

ファミリースポーツ公園については、定例会 3 月会議において減額改正した野球場照明施設利用料と同程度の減額改正を行い、年齢・性別に関係なく手軽にできるパークゴルフをさらに町民に普及させようとするものであります。

3 施行期日について

平成 29 年 6 月 1 日から施行します。

4 その他の参考資料

① 三つの社会教育施設の利用状況等

(単位：人)

年度	福島町総合体育館	福島町民プール	スポーツ公園
H17	24,074	4,678	10,262
H18	21,798	4,371	8,951
H19	23,347	5,181	7,484
H20	21,483	4,381	7,780
H21	22,424	4,767	7,674
H22	20,306	4,865	7,296
H23	20,034	3,772	7,376
H24	18,558	3,061	6,649
H25	19,543	2,885	7,016
H26	18,585	3,179	6,634
H27	8,201	3,566	6,151
H28	16,451	3,024	5,082

② 三つの社会教育施設の運営費等

(単位：千円)

年度	福島町総合体育館	福島町民プール	スポーツ公園
H24	14,512 (0)	7,945 (169)	4,909 (590)
H25	10,112 (0)	7,936 (164)	4,877 (611)
H26	10,054 (0)	8,238 (125)	4,936 (593)
H27	9,352 (0)	8,263 (163)	5,650 (573)
H28	10,042 (0)	7,339 (170)	5,079 (515)

注 () の金額は料金収入。

③ 各施設の利用促進に向けた考え方

(1) 総合体育館

主催事業（各種大会等を含む）を除く利用者の直近6ヶ月間の内訳を見ると、一般利用者は800人/月、32人/日で、夜間の団体利用者は400人/月、20人/日となっています。平日の一般利用者を増やすことは難しいと考えていますので、スポーツ推進委員会及び団体利用者会議において、夜間の団体利用の促進について協議を進めます。

(2) 町民プール

平成28年度の利用者等を分析してみると、開館日104日間、利用者総数（見学者を含む）3,024人です。利用者内訳では、児童生徒（幼児を含む）1,037人（34%）、一般利用者777人（26%）、団体等利用801人（26%）、見学者409人（14%）となっています。無料試行期間は、8月6日から31日までの18日間で、利用者総数は821人うち、一般利用者は226人となっています。月別の一般利用者だけを比較すると6月は160人（6.2人/日）、7月は213人（7.9人/日）、8月は275人（11人/日）、9月は129人（4.8人/日）となっています。また、一般利用者総数を男女別で比較すると、男性168人（22%）、女性609人（78%）となっています。さらに一般利用者で一日当たりの最大人数は17人（8月6日）で、最小は0人で2日（7月6日と7日）あります。以上のような分析では、無料試行期間にあっては、一般利用者は月別では最大の275人（7月に比べ62人の増）、一日当たりでは11人（7月に比べ3.1人の増）となっており、決して大きな数字ではありませんが、利用者の増加に結びついていると考えています。しかしながら、無料化イコール利用者の増加に直ちに結びつくとの考えは慎重にあるべきと考えます。特に、高齢者の健康増進、怪我及び病後のリハビリとしてのプール活用について、福祉課担当者とも協議しましたが、利用者の安全対策や送迎、水着に着替えることなどの手間等もあり、活用は困難であると判断しました。ただし、福祉課としても、各種の教室や会議等の中で、水中運動の優位性とプールの無料化をPRし、元気に暮らしている高齢者の方々がプールに足を運んでいただくように取り組んでいくこととしています。また、教育委員会においても、生涯学習事業等の中で、同様にPRをしていきます。

なお、一般利用者とは別になりますが、吉岡小学校より「児童の町民プール利用促進のためのバス運行に関する要望」がありました。

内容は、プール開館中の児童送迎のための町有バスの運行と付帯意見として、日中の遊泳時間、午後4時30分を午後5時までに延長することの検討です。要望を受けて、教育委員会事務局では職員、他の学校とも要望の実現に向けて協議を行い、教育委員会会議において最終協議を行い、プール開館に間に合うように整理したいと考えています。

(3) ファミリースポーツ公園

平成 28 年度の利用者等を分析してみると、4 月 25 日から 11 月 7 日までの開設期間で天候不順による利用不可を除く 191 日間の利用者総数は 5,082 人となっています。男女別では、男性 2,922 人 (57%)、女性 2,160 人 (43%) となっています。町内外別では、町内 4,351 人 (86%)、町外 731 人 (14%) となっています。一日当たりの平均利用者は 27.6 人で、最大は 124 人となっています。また、当該公園の最大の利用団体である「福島町パークゴルフ協会」の会員は 50 名となっています。前述しているように、パークゴルフは町民の健康増進に優れたスポーツであることから、パークゴルフ協会と協働して、町民に対してパークゴルフへの利用を呼びかけ、愛好者を増やしていきたいと考えています。

■議案第4号関係 平成29年度一般会計補正予算(第1号) 事務事業別説明資料

課 名 企画課

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正額		
		1 項：総務管理費	50,000	40,000	40,000	(単位：千円)
		2 0 目：がんばる地元企業等応援事業費				
					繰入金	
						【事業目的】 地元企業等の事業の継承及び確保を図り、地域の振興を促進する。
						【主な増減】 負担金・補助及び交付金40,000 (施設投資助成金)
36	継	がんばる地元企業等応援事業費				【事業内容等】 施設投資助成金の指定申請受付状況から、助成見込額が当初予算額を超過することにより増額する。 【H29.5.11現在 指定申請受付状況】 ・相談受付件数 71件 ・申請受付件数 52件 ・施設投資額 144,412,408円 (うち町内経済循環分 60,855,764円) ・助成対象額 138,380,631円 ・助成見込額 60,656,000円

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正額		
		7 項：財政基金費	50,001	40,000	40,000	(単位：千円)
		1 0 目：がんばる地元企業等応援基金費				
					一般財源	
						【事業目的】 がんばる地元企業等応援事業を推進するため基金を造成する。
						【主な増減】 積立金40,000 (積立金)
36	継	がんばる地元企業等応援基金費				【事業内容等】 がんばる地元企業等応援基金の積立。